

平成23年御嵩町議会第4回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成23年11月11日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成23年11月11日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第38号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について
 - 議案第39号 財産の取得について
 - 議案第40号 財産の取得について

議事日程第1号

平成23年11月11日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

町長報告 1件

報告第9号 専決処分の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 3件

議案第38号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第39号 財産の取得について

議案第40号 財産の取得について

日程第5 議案の審議及び採決 3件

議案第38号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第39号 財産の取得について

議案第40号 財産の取得について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高 山 由 行	2番 山 口 政 治
3番 安 藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山 田 儀 雄
7番 加 藤 保 郎	8番 伊 崎 公 介	9番 植 松 康 祐
10番 大 沢 まり子	11番 岡 本 隆 子	12番 佐 谷 時 繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 竹 内 正 康
総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝	民 生 部 長 瀬 瀬 久 美
建 設 部 長 松 岡 学 一	教 育 担 当 参 事 安 藤 信 治

企画調整
担当参事 三輪康典
企画課長 加藤暢彦
農林課長 植松和徳
学校教育課長 田中秀典

総務課長 田中康文
住民環境課長 寺本公行
建設課長 伊左次一郎

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺謙二

議会事務局
書記 渡辺一直

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、平成23年御嵩町議会第4回臨時会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いをいたします。

なお、丹羽教育長につきましては、公務のため本日の会議を欠席するとの報告がありましたので、これを報告いたします。

それでは、招集者 渡邊町長よりあいさつをお願いいたします。

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

暦どおりの気候になりつつあるかなと思います。本日、議会の皆様方には、第4回臨時会を招集させていただきましたところ、早朝よりお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本年3月11日、東日本大震災を例に挙げるまでもなく、昨年の7月15日、御嵩町では初めて経験する大水害を目の当たりにいたしました。そして、その傷がいえぬまま、本年8月23日、そして9月20日と、やはり集中豪雨による大きなつめ跡を残される結果となりました。自然を前に、人間の力がなすすべもないということを思い知らされているここ数年になっております。

本日の臨時会の招集は、その災害復旧の町単分であります補正予算を計上しております。

無事であれば、御嵩町始まって以来、本年度の最終には財政調整基金が10億の大台に乗っていくのではないかと確信をしておりましたけれど、こうした天災により、それも無理かなと思わざるを得ない状況になりました。皆様方には、いろいろお声が町民から届いておるかと思えます。一つ一つ丁寧に整理しながら説明し、問題を片づけていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、本日の上程議案は、補正予算1件、財産の取得2件であります。慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 大沢まり子さん、11番 岡本隆子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時議会の会期は、去る11月8日の議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告について、町長報告を行います。

報告第9号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

植松農林課長。

農林課長（植松和徳君）

おはようございます。

では、インデックスの諸般の報告1ページをお願いいたします。

工事請負契約の一部変更について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同法第2項の規定により報告いたします。

専決第8号 専決処分書。

平成23年御嵩町議会第2回臨時会で議決された工事請負契約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1. 契約の目的、平成23年度特定鉱害復旧事業、西之野・雨田地区充填工事。
2. 契約の金額「金8,925万円」を「金9,191万5,950円」に変更する。
3. 変更理由、工事変更による増額。
4. 契約の相手方、愛知県名古屋市中区松原3丁目2番8号、飛島建設株式会社名古屋支店支店長 長島道雄。

資料の7ページをお願いいたします。

こちらに工事請負契約変更書の写しがつけてございます。

裏の8ページをお願いいたします。

こちらは工事箇所の図面がつけてございます。一番下の欄に工事変更の概要が載せてございますが、端部充填工が531立方メートル増、中詰充填工が166立方メートル増ということでございます。以上でございます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提案されました議案第38号から議案第40号まで3件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第38号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、議案第39号 財産の取得について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

おはようございます。

それでは、議案第38号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

赤のインデックス、補正予算の一般会計補正予算（第3号）の1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ4億2,988万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億7,627万2,000円とするものです。

第2条の繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」で説明をいたします。

第3条の債務負担行為につきましては、「第3表 債務負担行為」で説明をいたします。

第4条の地方債の補正につきましては、「第4表 地方債補正」で説明をいたします。

それでは4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費につきましては、今回の公共土木災害復旧事業の26件分に係る国庫負担金の当年度内の額確定が年明けの1月末の予定であることから、あらかじめ道路分6件、河川分12件、合計18件分の繰越明許費を計上するものであります。

次に6ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為につきましては、9・20災害により唐沢川にかかる唐沢橋及び大西2号橋の2橋梁が被災いたしました。この2件は、岐阜県により災害関連事業として、唐沢川の改修事業にあわせ、岐阜県へ2ヵ年にて工事委託する予定であります。町道井尻・大久後線復旧工事は、地すべり工法の国土交通省の本省との事前協議に時間を有することとなります。井尻川③護岸復旧工事は、農繁期を避けるため、工事完了までに2ヵ年を予定するため、以上4件の債務負担行為の設定を行うものであります。

7ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正につきましては、8・23及び9・20災害による公共土木施設災害復旧及び農地農林施設災害復旧に係る災害復旧債1億2,870万円の借り入れを行うものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、10ページをお願いいたします。

今回の補正の内容につきましては、全員協議会で詳しく説明をさせていただいておりますので、主なもののみを説明させていただきます。

まず歳入であります。款12分担金及び負担金、目02災害復旧費分担金1,047万5,000円は、9・20災害による農地及び農業施設の災害復旧に係る受益者分担金であります。

款14国庫支出金、目03公共災害復旧費国庫負担金1億6,444万4,000円は、8・23及び9・20災害による道路橋梁災害復旧費及び河川災害復旧費に係る国の負担金であります。

目07災害復旧費国庫補助金7,960万9,000円は、8・23及び9・20災害による農地及び農業施設に係る災害復旧、並びに林道災害復旧に係る国の補助金であります。

款18繰入金、目01財政調整基金繰入金3,800万円は、財源調整のため財政調整基金の取り崩しを行うものであります。

11ページをお願いいたします。

款20諸収入、目05雑入866万円は、上恵土地内の水路に転落したとして提起されていた賠償請求訴訟について、平成23年10月24日、名古屋高等裁判所の判決を受け、上告をしないこととしたことに伴い訴訟が終結したため、この訴訟に係る賠償金及び訴訟関連費用に係る全国町村会総合賠償補償保険金であります。

款21町債、目08災害復旧債1億2,870万円は、8・23及び9・20災害に伴う公共土木施設及び農地農林施設の災害復旧に係る起債であります。

次に、12ページをお願いいたします。

歳出であります。款02総務費、項01総務管理費、目01一般管理費の節03職員手当等700万円は、9・20豪雨の災害対応に係る職員時間外勤務手当であります。なお、15ページ、16ペー

ジの給与費明細書につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。節13委託料63万円は、上恵土地内水路転落訴訟の控訴審の終結に伴い、町が委任した弁護士に支払う弁護士費用であります。節22補償、補填及び賠償金803万円は、上恵土地内の水路に転落したとして提起されていた賠償請求訴訟について、平成23年10月24日、名古屋高等裁判所の判決を受け、訴訟が終結したため、この訴訟に係る賠償金であります。

目04財産管理費169万9,000円は、9・20豪雨による土砂災害で電柱が倒壊したことに伴う光ケーブル共架の修繕をケーブルテレビ可児が実施するために、この施設修繕に係る町の負担金であります。

目11まちづくり推進費50万円は、9・20豪雨での土砂災害による谷集会所の全壊に伴い、谷集会所及び集会所周辺の土砂の撤去に係る地区集会所施設整備補助金であります。

目13財政調整基金費1億2,000万円は、補正財源に充てるため基金の積立金を減額するものであります。

款09消防費、目04防災費の節11需用費の153万円は、東日本大震災及び9・20豪雨の折に使用しました救援物資、並びに避難所、避難者用に供出した防災倉庫内備蓄物資の補充のための費用であります。節12役務費25万5,000円は、9・20豪雨の折に使用した毛布のクリーニングリパック代であります。節13委託料105万円は、9・20豪雨災害により発生しました倒木の処理委託料であります。

款11災害復旧費、目01耕地災害復旧費、節13委託料200万円は、9・20災害による農地農業用施設災害査定申請書作成委託料であります。

13ページをお願いいたします。節14使用料及び賃借料1,310万円は、8・23及び9・20災害による農業用施設等応急復旧に係る重機等借上料であります。節15工事請負費6,000万円は、9・20災害による農地及び農業用施設災害復旧工事11件に係る工事請負費であります。節19負担金補助及び交付金2,220万円は、8・23及び9・20災害による御嵩町農地及び農業用供用施設災害復旧事業費補助金交付要綱に基づく補助金であります。

目02林道災害復旧費、節13委託料1,400万円は、9・20災害による公共災害復旧に伴う概略設計委託料であります。節14使用料及び賃借料150万円は、8・23及び9・20災害による林道補修用重機等借上料であります。節15工事請負費9,071万9,000円は、8・23及び9・20災害による林道6路線に係る公共災害復旧工事費であります。節16原材料費40万円は、8・23及び9・20災害に係る林道補修用原材料費であります。

項02公共土木災害復旧費、目01道路橋りょう災害復旧費の節09旅費13万円は、地すべり対策工法事前協議のための東京への旅費であります。節11需用費200万円は、小規模災害に対応するための修繕料であります。節13委託料4,249万円は、道路等災害査定及び自主設計委託、並

びに岐阜県が実施する唐沢川災害関連事業にて、町道橋2本を工事委託するための委託料であります。節14使用料及び賃借料1,800万円は、8・23及び9・20災害の応急対策に係る重機等借上料であります。節15工事請負費9,154万4,000円は、8・23及び9・20災害による公共災害復旧工事9件分に係る工事請負費であります。

目02河川災害復旧費、節11需用費160万円は、小規模災害に対応するための修繕料であります。節13委託料1,044万7,000円は、公共土木災害測量設計委託料であります。

14ページをお願いいたします。節14使用料及び賃借料2,600万円は、8・23及び9・20災害の応急対策に係る重機等借上料であります。節15工事請負費1億3,340万4,000円は、8・23及び9・20災害による公共災害復旧工事15件分に係る工事請負費であります。

款14予備費48万7,000円は、財源調整のため減額するものであります。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて財産の取得について御説明を申し上げます。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

議案第39号 財産の取得について。これは、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産であります。消防団第1分団の消防ポンプ自動車1台であります。

取得の方法は、指名競争入札であります。

取得金額は1,575万円であります。

取得の相手方は、岐阜市本郷町4丁目2番地、株式会社三陽商会岐阜営業所 代表取締役 溝口章治であります。

なお、別冊の資料つづりの3ページから4ページに売買仮契約書及び入札執行結果公表一覧表を資料としてつけておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第40号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中学校教育課長。

学校教育課長（田中秀典君）

おはようございます。

議案つづりの3ページをお願いいたします。

それでは、議案第40号 財産の取得について御説明申し上げます。

これは、議案第39号と同様、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、学校給食用の真空冷却機1台でございます。

取得の方法は、指名競争入札でございます。去る10月11日に入札を実施しております。

取得金額につきましては714万円でございます。

取得の相手方は、岐阜市西荘4丁目1番44号、岐阜アイホー調理機株式会社 代表取締役 渥美允元でございます。

別冊の資料つづりの5ページに売買仮契約書、6ページには入札執行結果公表一覧表を添付させていただいておりますので、お目通しください。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。再開時間は9時45分といたします。

午前9時23分 休憩

午前9時44分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第38号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

2点お尋ねをいたします。教えてください。

まず説明書の方の予算の12ページですが、裁判の委託料と賠償金ということですがけれども、この問題については、今後、同種の訴訟が起こらないように、どのように対応されるのか。弁明ではなく、建設的なその対策に対する御意見をお伺いしたいと思います。これが1点目。

もう一つは時間外手当ですけれども、今回700万円ということで、先日の説明では132人分2,825時間ということでした。それで、時間外手当については、今回休日が3日間入っておりますけれども、休日分については、振りかえ休日などで対応するというようなことも前に言っておられたと思うんですが、今回は休日分を全部時間外手当として支給されたのか、どういう扱いをされたのかということの2点をお尋ねいたします。

議長（谷口鈴男君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の損害賠償請求に係る訴訟の今後の対応ということでございますが、当然、町が管理しております道水路等の適正な管理につきましては、従来どおり引き続き適正な管理を行っていくということではありますが、今回のこの訴訟につきましては、裁判所の判決としましては高等裁判所の判決が出たわけですが、町としては、この内容につきまして、決して裁判所の判決を納得しているわけではないんですが、今後このような訴訟が起きたときに対応できるように、訴訟対応のための体制の強化等を図っていきたいというふうに考えております。

議長（谷口鈴男君）

加藤企画課長。

企画課長（加藤暢彦君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

時間外勤務手当につきましては、先日の全協で説明させていただいたとおり700万円を計上させていただいております。時間数につきましては2,825時間でございますが、当然、休日の部分につきましては、振り休にできるものにつきましては振り休をとらせていただく方向でやらせていただいておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ただいまの田中課長の説明の中で、体制の強化というふうに説明をしていただきましたが、具体的に何かあればどのようなお考えか、教えてください。

議長（谷口鈴男君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、お答えをさせていただきます。

結果的には、裁判で判決が出るわけでありますので、裁判に対応できる弁護士をお願いしていきたいというふうに考えております。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

今回の災害でありますけれども、特に主要道路等につきましては迅速な対応をしていただきまして、本当にありがとうございました。

そうした中で、今回、復旧に要する補正予算が出てきたわけなんですけれども、補正予算書の13ページになりますけれども、節19の負担金補助及び交付金の関係でありますけれども、今回2,220万円が出てきております。これにつきましては、昨年の7月15日の災害を受けて、9月になってから農業用施設についての補助金要綱をつくって、それに該当する分がこれだということを担当者からも伺いまして、2,220万円で74カ所を補助金の対象としていきたいということでありまして、実は上之郷地区、今回の災害で宅地に関係します崩壊、宅地の裏が崩壊していた分が井尻と綱木、小原と津橋と、4カ所ございました。そのうちの2カ所は裏が農地ということもありまして、私もこれに該当するかなという思いでいたんですけれども、町の方といろいろ話した中で、この要綱の取り扱い、考え方の運用というものがありまして、優良農地といえますか、常につくっている農地、しばらく山のような形になった農地、いろいろあると思いますけれども、優良農地を対象に崩壊した部分を復旧するために、公共災害にかからない40万円以下の分について30万円を補てんしていくというものでありまして、これはこれでいいと思いますけれども、今回、集会所が全損した場合に撤去費ということで50万という要綱も新たに制定されまして、それもそれで僕は結構だと思いますけれども、この宅地の裏が崩壊した4件について、何も手当てする分がないというのが現状であります。

そうした中で、今回の総合計画の中で、いろいろ読んでみますと、急傾斜地については順次やっていきたいとか、いろいろあるわけなんですけれども、今回私が思いますのは、優良農地であれば、うちの裏が崩壊したときに補助金30万円がもらえて、ある程度の復旧ができる。山であれば復旧できない。その辺の公平性のことをちょっと考えますと、できれば12月、3月の定例会に向けて新たな、住居に限るという部分があると思いますけれども、要綱の制定など考えていっていただければありがたい。

これも9月20日の災害まで含んだようなことでやっていただければありがたいと、こんなふ

うに思いますけれども、これにつきましては竹内副町長にお考えをちょっとお伺いしたい。こんなふうに思います。

議長（谷口鈴男君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

ただいまの山田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

現在、町といたしましては、今回の8・23、9・20の災害につきまして、今回予算に上げましたのは、公共災害を中心に上げさせていただき、また先ほど言われましたように、農業用施設の補助金につきましては、昨年の7・15災害をもとに町の方で要綱を制定して、それに基づいた補正を今回2,220万上げたところであります。

この助成につきましては、昨年の要綱に基づいて補助していきたいというふうに考えておりますが、ただいま山田議員が言われました、こういった農業用施設の補助から外れたものにつきましては、町としてはまだそこまでの災害は、現場等も少しは確認したと思いますけれども、総体的には掌握しておりませんし、ただ町単災害もまだ何百カ所かたくさんありまして、今後当初予算にはのせていきたいというふうに考えておりますけれども、民地の、民間の住宅の裏山等が崩れたところも、昨年の7・15災害でも箇所は確かにあったと思います。それについては個人の方で修繕等を行っておりますので、ことしは出しますよというわけにはなかなかいかないと思います。

個別具体的にいろんなものがございます。例えばお墓が崩れた等もありますし、裏山だけではなく、個人の方については床下浸水とか、いろいろ災害はございますので、そういった総合的な災害を、来週、災害の反省会を執行部の方がやる予定にしておりますので、そういった災害も含めて今後どうしていくかということは検討したいと思います。やはり個人の財産につきましては難しい面があるということだけは御承知おき願いたいというふうに考えます。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

ただいま、詳細の部分については若干まだ不明な部分があるということですが、反省会を開かれたときに、その辺の部分、詳細に見ていただきまして、前向きに検討していただければありがたいと、こんなふうに思います。以上です。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

先ほどの質問について、もう少しお尋ねをしたいのですが、議長、お許しをいただけますでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

先ほどの質問の関連ですか。

11番（岡本隆子君）

はい、裁判の件ですが。

議長（谷口鈴男君）

はい、結構です。

11番（岡本隆子君）

それでは、もう少しお尋ねをいたします。

先ほど強化の体制ということで、対応できる弁護士をということだったんですが、これは単に弁護士だけの問題なのか、ちょっと副町長にお尋ねをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ここまで来るまでに、確かに納得できないところがたくさんあると思うんですけども、対応でまずかったところがなかったのか。ここまで来る前に何かもう少し手を打てなかったのか、反省すべき点はなかったのか。そういったことを反省して、今後何か生かしていくような、そういったことはお考えではないでしょうか。もう少しこら辺のところの役場のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

岡本議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど総務課長が、裁判所の判決に町としてはすべてを納得したわけではないというふうに申し上げましたが、今回のこの転落事故に関しましては、今まで何度も御説明はしてきておりますが、事件が平成19年にあつてから、町の方へ申し立てがあったのが、1年過ぎてから水路へ転落したということがありましたし、その転落したときに救急車も呼んでいないし、本当にその水路へ転落したかどうかという事実確認がとれておりません。そういったいろんなことを裁判所の方に申し立てましたけれども、裁判所も現場を見ると、もう全然していなくて、本人がけがをして確かに入院はされましたけれども、本当に転落したかどうかという事実確認をもうちょっと裁判の方でやっていただきたかったというようなことも町の意見としてはござい

ます。

それで弁護士も2人かわりましたけれども、これはすべて保険対応ということで、保険屋さんの方ともいろいろ協議をしまいいりましたけれども、結果的には大変残念な結果になったわけですね。

今後、町としましては、こういった事故等がないように、当然施設の安全対策はとっていかねばならないと思っておりますし、弁護士につきましても、今後、弁護士さんとも相談しまして、それなりの方をお願いしていきたいというふうに考えておる次第であります。以上であります。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 佐谷時繁君。

12番（佐谷時繁君）

今、岡本議員の質問の関連ですが、これは全員協議会の方でもかなり議論が出た部分だと思っておりますが、要するに町とすると、さほど瑕疵がないということでありましてけれども、裁判所の判断は、おおむねほとんど全国的にこのような判例が出ているというふうに聞き及んでおります。要するに行政サイドに問題があったんだろうというような判決が出ています。

ですから、全員協議会でも申し上げたんですが、このようなことが起きないように、事前に、今、副町長の方から答弁が一部ありましたけれども、手を打っていただいて、なかなか私は難しいと思っております。問題は至るところにあると思っておりますので、御嵩町の広い面積の中でいろんなところがありますから、全部が全部確実にということはないと思っておりますけれども、執行部の皆さんを初め、心がけとしてこのようなことが起きないように方策を具体的に詰めていただきたいということで、これは前から私は申し上げておるんですが、その辺のことについて、これも副町長の方で答弁がありましたけれども、もう一步踏み込んで御答弁をお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

町の道路管理、水路管理等につきましては、建設課の方でそれ相応の対応はとっておっておりますけれども、やはりこういった事故が起きるといことは、危険箇所等もまだいろんなところにあるということが判明しておりますので、そういったところを道路パトロール等を通じまして、それとか自治会長さんにお尋ねするなどいたしまして、今後、危険箇所等については予算をつけ、対応していきたいというふうに考えております。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第39号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号 財産の取得について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第40号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

1 番 高山由行君。

1 番（高山由行君）

一つだけお伺いしますけど、入札結果に関しては、厳正なる審査によってこういう結果が出たということで疑義があるものではございませんけど、自己破産申請という会社を指名したことについて、時間的な前後のことについて一つ聞きますけど、指名届を出した後に自己破産申告があったのか、知らずに指名届を送ったのか、どちらですか。一つだけ聞かせてください。

議長（谷口鈴男君）

田中学校教育課長。

学校教育課長（田中秀典君）

このオオノ物産の件でございますけれども、自己破産申請をした日にちは、今手元に資料がございませんから、たしか9月中旬という記憶でございます。ということですから、9月20日以前に新聞報道がなされておるかどうかということでございますけれども、この前後ぐらいだったと私は記憶しておりますけれども、実際の関係は総務課の方でよろしく願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、今の入札結果の自己破産申請について御説明申し上げます。

今の前後関係につきましては、確定の日にはわかりませんが、そのころであるということなので、実際に入札前に自己破産申請ということなんですけど、逐次その情報を確認できればいいんですが、なかなかそこまでは確認ができないということで、業者が自己破産申請をしたということで届け出をされればいいんですが、届け出をされないままの状態でありましたので、登録申請の台帳上には業者名が入っていたということで、入札結果後に事実を知ったという形で、自己破産申請ということで今回入札結果に載せさせていただきました。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

1 番 高山由行君。

1 番（高山由行君）

そういうことで今納得しましたけれども、時間的なこともありますけれども、やはりその会社自体の選定ということで、会社がまた入札に参加して、つぶれかけておる会社がまた応札す

るということで、トラブルに巻き込まれるということがあると思いますが、そこら辺しっかりとやっていていただきたいと思います。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号 財産の取得について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について、次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項については、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

以上で、本臨時会に提出されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、慎重なる御審議の上、可決いただきましたことを心からお礼を申し上げます。

いわゆる敗訴という問題がございましたけれども、結果的に保険会社からの対応ということになりますので、今後はこういう種類の訴訟に関しては、今回は一審を顧問弁護士、二審を保険会社の指名した弁護士を使ったわけでありますけれども、むしろ第一審から保険会社の推薦する方を弁護士として採用した方がいいという学習をしたところであります。

副町長以下、納得していない、そんな思いを述べましたけれども、一番納得していないのは私であります。ハード面での安全性の確保ということは非常に大きなテーマでありますけれども、財政的にも、また時間的にも非常に多くのものを要してくるということを考えますと、あいまいなまま、不自然なままで訴訟が結審するような裁判にはしてはならないという思いは、今現在でも強く持っておりますので、今後も毅然とした対応をしてみたいと思っております。

きょう午後から、県の松川教育長とお会いしまして、東濃高校の定員が、今回、平成24年度から40名減となります。これについての説明と、また今後の東濃高校のあり方について、しっかりとした議論をしてみたいと思います。現場の校長先生、教頭先生のお話ですと、決してネガティブな意味での定員減ではないと、積極的に向かうための定員減である。120人入学して120人を卒業させる、私の要望はそれのみであります。いろんな形での取り組みが、今後、新しく東濃高校ではされてまいります。我々もできる限り、町民の方々、地域の方々には朗報をお届けするということが大切ではないか。一部のいわゆる批判されるような生徒はおりますけれども、大変立派な子もその中にはいますので、そういう子をむしろ紹介していくのが大切なことではないのかなと思います。

今月レゴのロボット大会で全国2位になりました東濃高校のロボコン部が、アラブ首長国連邦のアブダビで世界大会に臨みます。こうしたニュースというのは、なかなかお伝えできないのでありますけれども、そうして一生懸命取り組んでいる子たちも東濃高校にはいるということをごぜひ伝えてまいりたいと思います。このロボコン部があったということで、3人が私のもとを訪れてくれましたけれども、そのうち1人がロボコン部に入りたいということで東濃高校を選択したと言ってくれています。勉強のみならず、部活での魅力も大いに大切であるということを感じた次第であります。

今後、皆さんにもお力をおかりしまして、県立高校でありますけれども、御嵩町でできる限りのことをして、御嵩町の活性化に寄与していただくような高校にしていきたいと思っております。

話が変わりますけれども、長年にわたり、15年ほどになりますが、視聴覚の、きょうは長谷川さんお1人でありますけれども、皆さんにこの本会議場の映像を撮り続けていただきました。定例会、そして臨時会すべてを撮っていただきました。また、重要な委員会、特別委員会も映像として残しておいていただいております。これは、私が1年生議員の際に、記録は議事録だ

けではだめじゃないのかと。その場の雰囲気もあれば、また賛成多数、反対少数だけでは議員としての責任が果たせないのではないか、そんな意味で賛成・反対も含めて記録に残すべきだ。

また、平日に議会は行われます。昼間行われますので、土・日しか機会のない方々には、文字で読むしかないという情報の提供の仕方というのはいかがなものでしょうかという提案から、当時11人おりました清流クラブの仲間と相談しまして、視聴覚の方々に映像に残してもらおうというお願いをしました。それ以降、なかなか人の手当ても大変だったようですけれども、少なくとも毎回、一度も欠かすことなく映像を撮り続けていただきました。

12月定例会からは、ケーブルテレビでこの本議会の様子を流していただくということになりました。特に一般質問を重点的に放送していただくということになりました。そういう意味では、大きな仕事を終えていただいたということでもありますけれども、今後まだまだ御嵩町は元気なまちであるということで、記録に残しておかなければいけない映像等々もまだまだ多くあります。今後、議場でのお姿は見るのがあまりなくなるわけでもありますけれども、町なかでは常にそうした皆さんの御協力をいただきたいと、まだまだ思っております。

まず、きょうは視聴覚の皆さんに心からの長年の貢献に対してお礼を申し上げまして、この本議会臨時会を閉じたいと思います。本当にありがとうございました。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これもちまして、平成23年御嵩町議会第4回臨時会を閉会しますが、先ほど町長の言葉にもございましたように、今回もちまして視聴覚協議会によります議会映像の記録を終了いたします。

この情報開示方法の変更によって御迷惑をおかけした次第でございますが、今日までボランティアとして長年議会の映像、その他議会の動向等をビデオ記録などしていただきました長谷川様初め御嵩町視聴覚協議会の方々には、大変お世話になりました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。今後とも、何らかの形で議会としてのお世話になると思います。よろしくお願ひしたいと思います。視聴覚協議会の皆様方、本当にありがとうございました。議会を代表してお礼を申し上げます。

それでは、これで閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時16分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員